

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第 11 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>キャンパス整備チームリーダー</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 13 条 本規則第 3 条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、<u>総務チーム、人事チーム、学生支援チーム、府中地区会計チーム及び小金井地区会計チーム</u>の協力を得て、第 9 条に規定する専門職員及び<u>キャンパス整備チーム</u>が処理する。</p>	<p>第 11 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>財務部施設整備課長</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 13 条 本規則第 3 条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、<u>学務部学生総合支援課、総務部総務課、総務部人事労務課、財務部経理調達課、府中地区事務部及び小金井地区事務部</u>の協力を得て、第 9 条に規定する専門職員及び<u>財務部施設整備課</u>が処理する。</p>	

附 則 (24 環規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。